

K
S
K
P



編集人

(社) 兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650 神戸市中央区橘通4丁目1-28

辻ビル2F

T E L 078-360-2618

F A X 078-360-2615

(平成9年7月)

No. 25



近畿ブロック研修会

兵庫県で開催

兵家連副会長 岡野和彦

昨年の奈良大会に続いて、今年は近畿ブロック家族会精神保健推進活動研修会（近畿ブロック研修会）が、兵庫県の神戸市中央区の神戸文化小ホール（神戸海員会館）をメイン会場として開催されます。

障害者基本法の成立により、精神障害者が障害者福祉施設の対象に位置付けられると共に国、都道府県、市町村の、それぞれが障害者計画を策定することが要請されています。しかしながら、(平成8年4月末現在総理府の調べ)によると、全国3,365市町村の内、障害者計画の策定状況は、全体の1割で、策定中を含めて3割程度です。このような状況の中で、私達家族と家族会は、精神障害者の福祉対策の推進と社会復帰活動に、地域住民の方々の理解と支援を得るべく、社会に働きかけなければなりません。

この研修会を通じて、家族の一人ひとりが精神医療や地域活動の知識を学び、各地域で家族会の仲間たちと交流をはかり啓発活動を、さらに活発化させて障害のある人々が地域社会の中で共に暮らせる社会をめざして頑張りましょう。

<賛助会員募集>

あなたも、わたしも賛助会員になりましょう!!

年会費 団体の場合 1□ (10,000円) 以上

個人の場合 1□ (3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

(赤枠用紙) 兵家連

平成9年度(予算)総会

平成9年3月28日(金) 平成9年度予算総会が開催されました。

報告事項、事業計画、予算等すべて承認可決されました。

予算は下記の通りです。

(収入の部)			(支出の部)			(単位:千円)
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考	
会 費	7,000	正会員 賛助会員	普及・啓発 事 業 費	2,150	指導者研修会 講演会 機関紙発行等	
補 助 金 等	5,300	県受託金 全国精 神障害家族会連合会 県精神病院協会等	精神保健に 関する相談 事 業 費	1,500	精神保健なんでも相談 会 電話相談等	
負 担 金	4,200	研修会等参加費	精神障害に 関する調査 事 業 費	450	施設見学 社会復帰に関する研修 会等	
寄 付 金	3,000		共同作業所 の育成支援 事 業 費	1,400	地区別作業所部会 作業所・作業所指導員 会への助成	
雑 収 入	1,400	預金利息 雜収入	関連団体と の 連 携 事 業 費	330	全国大会分担金 近畿ブロック研修会分 担金 精神保健協会費等	
			そ の 他 の 事 業	3,500	印刷製本費等	
			管 理 費	7,640	人件費 家 賃 その他の経費	
			特 定 預 金 支 出	3,700	退職給与引当金 30周年記念事業積立 金 繰入金支出等	
			予 備 費	230		
合 計	20,900		合 計	20,900		

(新 着)

ビデオ貸出しのお知らせ

題 名 『あちこたね』 時 間 30分間

<全家連が全国の市町村3千3百か所に配布した精神保健福祉の啓発
ビデオです>

<平成9年度> 兵家連組織図

◎印=部会長



精神障害者社会復帰議員懇話会の

国会議員の先生方に要望書を提出

東京の品川プリンスホテルで開催の全家連評議員会が終わった後の平成9年5月29日に、全家連の山下理事長をはじめとする全国各都道府県連会長の一一行が衆議院第一議員会館に参集、精社懇所属の国会議員の先生方に面談し、精神障害者福祉施策についての要望を行いました。(要望書写次の通り)

平成9年5月29日

精神障害者社会復帰議員懇談会

先生

(財)全国精神障害者家族会連合会

理事長 山 下 利 政

精神障害者福祉施策の要望について

1. 精神科ソーシャルワーカーの身分の国家資格化の促進
2. 医療費の家族自己負担の軽減化
3. 社会復帰促進センター事業の都道府県連指定化
4. 社会的入院患者の退院社会復帰促進のため福祉施設の計画的整備促進
5. 精神障害者への交通運賃割引きの実現
6. 精神の障害等による無年金者の救済
7. 市町村による社会復帰施策の分担化
8. 精神障害者に対する啓発普及施策の展開
9. 精神障害者への欠格条項の見直し
10. 精神障害者雇用施策の積極的展開

近畿ブロック家族会

精神保健福祉推進活動研修会

開催日程：平成9年9月15日～17日2泊3日

開催場所：神戸市内（神戸文化小ホールほか）

メインテーマ：『精神障害者の福祉とこれからの家族会』

詳細は追ってお知らせ致します。

一人でも多く参加してください。

全家連大分大会に

参加しましょう

第30回全国精神障害者
家族大会（大分）

日程 平成9年11月

19日・20日

場所 大分県別府市

ビーベンプラザ

家族会4年のあゆみ

尼家連園田家族会々長

桜井治一

尼崎市に単科の精神病院が皆無のため、精神障害者の家族会の結成が出遅れた感がありますが、全国精神障害者家族会連合会に結集される熱烈な家族の方々に感動し、昭和58年頃から、各保健所管下に次々と誕生しました。

平成5年4月、見栄や偏見の強い園田地区に、家族の有志数人が個々に、尼家連へ加盟、5番目の家族会が形の上で誕生しました。が、保健所の行事“家族教室”を「家族会」と思い込み、利己主義の人たちは、わざわざ家族会会費をださなくとも、じ~っとしていても、メリット【精神障害者に「市バス優待乗車券」が交付されました。】だけは得られる、お上がやってくれると考えていました。

こんな人たちに理解を得るため、月1回の“家族教室”的なかで、[「尼家連」の粘り強い対市交渉の経緯]を説明しながら、「作業所作りを合言葉」に、障害者自立の基礎作りを説得、果敢に入会を呼びかけました。

保健所職員をはじめ関係機関の方々のご尽力を得て、糸余曲折の末、会員も増え、平成6年9月、待望の作業所「さくら工房」を開所、地域の拠点として第一歩を踏み出しました。が、阪神大震災により、家庭訪問を通じて家族の方々の被害の大きさに立ち直るまで長時間は要すると思われたのですが、メンバーに負傷者がなく作業所の通所に差し支えなかったことが不幸中の幸いと安堵の思いです。

復興のため例会の参加もままならない人のため、会議の内容を逐次、機関紙を手にして家庭訪問、復興に傾注されるよう激励してきました。又、積極的に地域の年間行事参加、「バザー」出店等、ビラを通じ多くの人に、物資の拠出など協力を訴えながら、テンポは緩やかですが軌道回復に向かっています。

例会を隔月に1回、地区会館を利用しています。同じ悩み・苦しみを持つ家族の方々が、夢と希望で胸を膨らまして参加していたのに、逐次、雪崩をうって参加者が減りました。理由がつかめない。不平不満でもあるのではないかと思い、家庭訪問で真意（異口同音の不満）を確かめることができました。例会で行政批判や役員の悪口ばかり話題にする人がおり、例会へ行く足が遠のくと言うのです。はじめて参加された方が、悩み・苦しみを口にするのは勇気がいるものです。親身になって聞き慰め合うことが家族会の本旨ではないでしょうか？「親亡きあと…」障害者の日常生活・社会参加について常に親・障害を抱える当人の話を聞きながら方針を立案、少しずつ前進するよう努力したいと思っています。ひ弱な家族会ではありますが、ご先輩方々のご指導とご鞭撻のほど、よろしくお願ひします。



T・M君と私

波賀町教育長 中原哲男

T・M君が私の部屋を訪ねて来てから、もう5年を経たであろうか。来ると、彼はコーヒーを飲みながら語り出す。人生を、哲学を、文学や歴史を、そして科学をと大変な知識を披露してくれるのだが、論旨のジグザグとエスカレートも果てしない。私も頷いたり、相槌を打ちながら表情の明暗を読みとり、「調子はいゝなあ。」と安堵することが多い。「もう30代後半になったか。」と思ったり、新聞配達を続いていることに安心したりしながら、いつも笑って別れることにしている。しかし、その後で「彼は今からどうなる。」という思いが必ず出てくる。

国連10年と国の行政施策の課題として「人権教育」が採り上げられているが、対象となる人々や仲間にも陰陽様々な形が出て来るであろう。

身近な問題を例にとると、兵家連に属する「宍粟すぎの木会」のリーダーとして訪問される上垣氏からは、様々な環境や状況の異なる方々への対応の難しさの告白を聞くこともある。未だこの土地に残る風土・因習のためか、病む人をかかえながらも親の集いの輪に入ることができず孤立感に自分を苛ませておられる方や、運命的な想いの中に諦めた生活の姿を続けておられる人もあると聞く。

しかし、様々な条件を克服しながら本人は勿論であるが、悩める親や家族が提携の輪を拡げ絆を強め、前途への明るい期待を抱きながら、息長く歩まれることを祈りたい。

行政への働きかけについてご努力を続けられたり、理解ある知人の協力を得ていわば授産的な場の設営の見通しもあると聞き、その熱意ある対応に敬意を表すものである。上垣氏との長い友情の中から、私も更に兵家連への認識も深めながら、さゝやかな心とともに、又近く訪れるであろうT・M君との安らかな話し合いの日を待っている。

(兵家連賛助会員)

兵家連の出版本のご案内

(1) 阪神大震災に遭遇した兵庫県の精神障害者小規模作業所の今

定価 2,000円

(2) 阪神淡路大震災

その時、精神障害者と家族は

定価 1,200円

詩

“珍奇”

今日の日が新しいものを連れて来なくても
忘れない過去の日々を思い出して酔いしれるだけでゆらめきがある
風のように自然に生きられたらそれでいい
彼女や彼等の日々もそれらしくあればよい
街角のポスターにはサロンコンサートの予告
行こうか行くまいか

(小林一心 宍粟郡)



(短歌)

吹き荒るる 春一番に真向かいて行く 足にぶる
確定申告

大空の 雲定まらず病める子と 対き合う部屋の
折々かげる
こころ病む 子の久びさに笑む顔を 神の下されし
褒美と思う ノーベル賞の マリケン博士の訪日に 語らう夫の
背の大きさ

窪田佳子
(西宮くぬぎ家族会)

(俳句)

夕立や男根太きロダン像
宇治十帖屋寝の夢に美女二人
病める子の心映せり雁来紅
ジングルベル鳴る地下道にホームレス

上垣峯生
(宍粟すぎの木家族会)

兵 家 連 活 動 日 誌

KSKP

一九八四年八月二〇日第三 郵便物認可 每日発行

発行人＝関西障害者定期刊行物協会／大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三
アド企画 気付

役員の動き

9. 1. 8	兵家連基金委員会	3. 24	兵庫県精神保健福祉審議会
1. 10	近畿ブロック研修会		(西浦会長)
	準備委員会	3. 25	理事会
1. 14	近畿府県連事務局	3. 28	予算総会
	連絡会議(西谷)	4. 2	えんじえる作業所開所式
1. 17	阪神大震災犠牲者追悼式		(池田理事)
	神戸市主催 (西浦会長)	4. 19	奈良県連総会 (西浦会長)
	兵庫県主催 (山本副会長)	4. 21	近畿ブロック研修会
1. 23	加古川すぎな会		準備委員会
	(西浦会長)	4. 30	研修業務部会初会合
1. 27	奈良・郡山保健所	5. 7	事務局会議初会合
	(西浦会長)	5. 10	近畿ブロック研修会
1. 31	三木保健所 (岡野理事)		実行委員会
2. 17	社保健所 (岡野理事)	5. 14	高砂あしたばの家開所式
2. 17	ひょうご健康福祉総合セン	5. 19	広報紙部会初会合
	ター基本構想委員会	5. 22	近畿府県連事務局会
	(西浦会長)		連絡会議(西谷)
2. 20	明石障害者の居所を考える会	5. 23	明石コスモス家族会総会
	(岡野理事)		(西浦会長)
3. 2	阪神・淡路地区研修会	5. 27	作業所補助金県説明会
	(川西市)	5. 28~29	全家連評議員会
3. 9	全家連理事会 (西浦会長)		(西浦会長・岡野副会長)
3. 11	近畿ブロック研修会	5. 28	つつじ会家族会作業所開所式
	準備委員会		(池田理事)
3. 14	三役会議	5. 28	洲本保健所 (青木)
3. 17	近畿府県連事務局	5. 29~30	全家連リーダー研修会
	連絡会議(西谷)		(岡野副会長・西谷)

あとがき

- 予算総会(3月)で、新しい兵家連組織もできました。広報担当になりました。
編集は回し持ちということで、今回は私が受けもつことになりました。
- たくさんの方より貴重な原稿をお寄せいただきありがとうございました。

(上垣)

精神保健福祉講座 No.19

精神障害者地域生活援助事業

(精神障害者グループホーム)実施要綱要約

- 1 (目的) 地域に於いて精神障害者グループホーム(共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態)での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長することを目的とする。
- 2 (運営主体)
 - (1) 精神障害者復帰施設、精神病院等を経営する地方公共団体及び非営利法人。
 - (2) グループホームに対する支援体制の確立している地方公共団体及び非営利法人等で都道府県知事が適当と認めたもの。
- 3 (運営主体の選定) この事業を運営しようとする者は、グループホームの所在地の保健所長を経由して都道府県知事に提出し、その指定を受ける。
- 4 (入居対象者) 精神障害者であって、次の要件のいずれにも該当する者。
 - (1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でないもの。
 - (2) 一定程度の自活能力があり、数人で生活を送ることに支障がない者。
 - (3) 就労(福祉的就労を含む)している者。
 - (4) 日常生活を維持するに足りる収入があること。
- 5 (グループホームの要件)
 - (1) 定員 おおむね5~6人とする。
 - (2) 立地条件 緊急時において運営主体が迅速に対応できる距離にある。生活環境に十分配慮された場所にある。
 - (3) 建物の確保 原則として運営主体が建物の所有権又は賃借権を有する。
 - (4) 設備 日常生活を支障なくおくるために必要な設備を有し、世話人が入居者に対し適切な援助を行うことができる形態にあること。個々の入居者の床面積は、1人用居室およそ 7.4m^2 (4.5畳)、2人用居室 9.9m^2 (6畳)以上とする。なお1室2人までとする。居間、食堂等入居者が相互に交流することができる場所を有する。保健衛生及び安全が確保されている。
 - (5) 世話人 世話人を配置する。世話人は、精神障害者に理解があり、日常生活を適切に援助する能力を有する者。また、運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者であること。

6（グループホームの運営）運営主体は次の業務を行う。

- (1) 世話人の選定及び代替要員を確保する。
- (2) 入居者に食事の世話、服薬指導、金銭出納に関する助言等日常生活に必要な援助を行うこと。
- (3) 入居者が疾病等により生活に困難を生じるおそれがある場合には医療機関と速やかに連絡を取るなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。
- (4) 世話人に対する指導、監督、援助、研修を行うこと。
- (5) 入居者の生活状況等を把握しておくこと。
- (6) 入居者負担金を徴収し、それを適切処理すると共に、これに関する諸帳簿を整備すること。
- (7) グループホーム運営にかかる会計に関する諸帳簿を整備すること。

7（利用の方法等）

- (1) グループホームの入居を希望する精神障害者は、居住地を管轄する保健所の長に医師の意見書を添えて推薦書の交付申請を行う。
- (2) 保健所長は、入居対象者として適當と認められるときには、グループホーム入居推薦書を交付する。
- (3) 運営主体の長は、入居希望者から入居の申し込みがあった場合は、保健所長のグループホーム入居推薦書を確認の上利用契約を締結する。
- (4) グループホームの入居者に異動があった場合は、精神障害者グループホーム入居者異動報告書を、グループホームの所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に提出する。なおグループホーム所在地を管轄する保健所長と推薦書を交付した保健所長が異なる場合は、異動報告書を受理した保健所長は、入居推薦書を交付した保健所長にその写しを送付する。

8（入居者及び世話人の費用負担）家賃、飲食物費、光熱費及びその他共通経費については、入居者及び世話人がそれぞれ負担する。

9（費用の支弁）都道府県知事は、精神障害者グループホームを指定した場合においては、グループホームの運営にかかる必要な費用を支弁する。

10（経費の補助）国は、都道府県知事が9により支弁した費用について、別に定めるところにより補助する。

精神障害者地域生活援助事業費基準額

月額 252,000円×対象月数 負担率（補助）率 1/2
(援助事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需要費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）及び委託料)